

昨12日（金）夕刻、ヤマソンビ警察長官代行は、11日（木）に発令された非常事態宣言において外出規制や行動制限を課さないとしつつ、2名以上の集会の禁止、違法薬物や不法な武器所持を取り締まるための検問の設置、ナイトクラブの営業を夜の10時までとする旨を公表しました。また、右記規制は非常事態宣言の一部であり、規制の全容については追って公表する旨述べたと報道されています。

昨日来、ポートモレスビーの治安は落ち着いている状況ではありますが、引き続き最新の治安情報入手に努めつつ行動していただくようお願いします。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

（在留届）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※ 「在留届」の変更は以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※ 「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

#### 【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail：[sceo.j@pm.mofa.go.jp](mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp)

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>